

笠松事案に係る免許対応

2021/4/22
地方競馬全国協会

1. 新たな免許措置対象者

氏名	フリガナ	職種	免許措置【適用条項(*)】	主催者処分
花本正三	ハナモト ショウゾウ	調教師	R3.4.21付け免許取消(職権) 【競馬法施行規則第45条第6項において準用する同規則第25条第3号及び地方競馬全国協会業務方法書第30条第3号】	競馬関与停止5年
東川公則	ヒガシカワ マサノリ	調教師	R3.4.21付け免許取消(職権)【同上】	競馬関与停止5年
大塚研司	オオツカ ケンジ	騎手	R3.4.21付け免許取消(職権)【同上】	競馬関与停止5年
吉井友彦	ヨシイ トモヒコ	騎手	R3.4.21付け免許取消(職権)【同上】	競馬関与停止5年
湯前良人	ユノマエ ヨシト	調教師	R3.4.21付け免許取消(職権)【同上】	競馬関与停止2年
池田敏樹	イケダ トシキ	騎手	R3.4.21付け免許取消(職権)【同上】	競馬関与停止1年
筒井勇介	ツツイ ユウスケ	騎手	R3.4.21付け免許取消(職権)【同上】	競馬関与停止1年
高木 健	タカギ ケン	騎手	R3.4.21付け免許取消(職権)【同上】	競馬関与停止6か月

2. 既免許措置者

氏名	フリガナ	職種	免許措置	主催者処分
尾島 徹	オジマ トオル	元調教師	免許試験不合格(R2.7.31免許失効)	競馬関与禁止
佐藤友則	サトウ トモノリ	元騎手	免許試験不合格(R2.7.31免許失効)	競馬関与禁止
島崎和也	シマザキ カズナリ	元騎手	免許試験不合格(R2.7.31免許失効)	競馬関与禁止
山下雅之	ヤマシタ マサユキ	元騎手	免許試験不合格(R2.7.31免許失効)	競馬関与禁止

(*)【参考条文】

◎競馬法施行規則(省令:読み替え済抜粋)

第22条(調教師又は騎手の欠格事項)

次の各号のいずれかに該当する者は、調教師又は騎手の免許を受けることができない。

(4) 令10条第1項第4号の規定により競馬会、都道府県又は指定市町村が行う競馬に関与することを禁止され、又は停止されている者

第25条(免許の取消し)

協会は、調教師又は騎手の免許を受けている調教師又は騎手が次の各号のいずれかに該当するときは、その免許を取り消さなければならない。

(3) 第22条第1号から第4号まで又は第6号から第8号までの規定のいずれかに該当することとなったとき。

◎地方競馬全国協会業務方法書(抜粋)

第24条(調教師又は騎手の欠格事由)

次の各号のいずれかに該当する者は、調教師又は騎手の免許を受けることができない。

(4) 政令第10条第1項第4号の規定により競馬に関与することを禁止され、又は停止されている者

第30条(免許の取消し)

協会は、調教師又は騎手の免許を受けている者が次の各号のいずれかに該当するときは、その免許を取り消す。

(3) 第24条第1号から第4号まで、第6号から第8号までの規定のいずれかに該当することとなったとき。